平成２８年（フ）第１３号
大分県中津市大字湯屋456－１　ハートプレイス中央２　108号、住民票上の住所岡山県井原市芳井町吉井3335番地
債務者　渡邉　直規
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４６号
東京都八王子市台町１丁目23番10―106号
債務者　白土　光政
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３９号
静岡市葵区北安東１丁目34番12号　グリニッシュタウン北安東Ｃ棟、旧住所静岡市葵区駒形通６丁目10番５号
債務者　鈴木　　保
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４０号
静岡市葵区北安東１丁目34番12号　グリニッシュタウン北安東Ｃ棟、旧住所静岡市葵区駒形通６丁目10番５号
債務者　鈴木　幸江
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
長崎県佐世保市光町１番地34、前住所長崎県西彼杵郡西海町水浦郷333番地４
債務者　渡邉　恒康
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
長崎県佐世保市皆瀬町260番地、前住所長崎県佐世保市皆瀬町285番地
債務者　南　　俊晴
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
静岡県焼津市西焼津27番地の６
債務者　塚田まり子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４２号
横浜市港南区笹下３丁目７番37号　ユナイトステージ屏風浦壱番館201
債務者　石川　清美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５１号
神奈川県綾瀬市大上４丁目14番８号　高崎ハイツＢ101
債務者　竹田　安廣
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５３号
横浜市金沢区六浦南５丁目11番６－101号
債務者　森崎　浩気
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０号
沖縄県中頭郡北谷町美浜２丁目５番地２、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字吉原792番地34
債務者　小橋川由紀乃（旧姓津波古）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６３号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原792番地34
債務者　宇根　史也
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８４５号
大阪市東淀川区菅原３丁目12番24―506号
債務者　山本　英哉
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目17番３号グリーンハイツ２―203号
債務者　駒崎　弘美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係